

社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

1 目的

低所得者で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減することにより、介護保険サービスの利用を妨げられることがないようにするため、利用者の負担軽減を図るものです。

2 対象者

次の全てに該当する生計が困難な方及び生活保護受給者

- (1) 市民税非課税世帯
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円以下
(世帯員1人につき50万円を加算した額以下)
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下
(世帯員1人につき100万円を加算した額以下)
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (6) 介護保険料を滞納していないこと

3 軽減される割合

区分	軽減される割合
上記対象者	25%
老齢福祉年金受給者	50%
25%軽減してもなお生活が困窮すると市が判断した者	50%

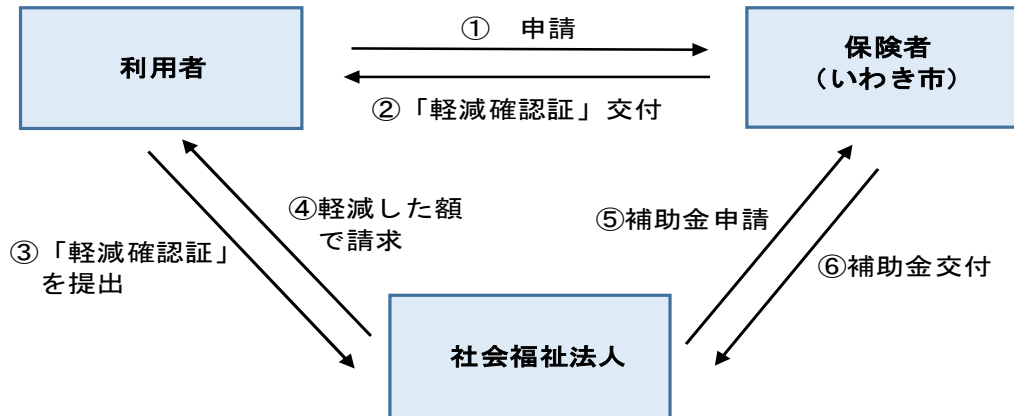
4 軽減の対象となるサービス及び費用

対象となるサービス	対象となる費用
<ul style="list-style-type: none">・ (介護予防) 訪問介護・ 訪問型サービス (自己負担割合が保険給付と同様のものに限る)・ 夜間対応型訪問介護・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護費
<ul style="list-style-type: none">・ (介護予防) 通所介護・ 通所型サービス (自己負担割合が保険給付と同様のものに限る)・ 地域密着型通所介護・ (介護予防) 認知症対応型通所介護	介護費、 食費
<ul style="list-style-type: none">・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護・ (介護予防) 短期入所生活介護・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・ 複合型サービス・ 介護老人福祉施設サービス	介護費、 食費、 居住費(滞在費)

※介護費とは、負担割合証の割合による自己負担額のこと。

※生活保護受給者の軽減対象は、居住費のみ。(軽減率は100%)

5 流れについて



6 受付窓口

各地区保健福祉センター

7 提出書類 ※ (1)、(2) は市ホームページに様式を掲載しています。

- (1) 社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書
- (2) 収入・資産等申告書
- (3) 世帯全員の収入・資産状況がわかる書類 (所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の写し、預貯金等の写し等)

【お問い合わせ先】

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
いわき市 保健福祉部 介護保険課 介護保険係
TEL : 0 2 4 6 - 2 2 - 1 1 9 3